

## 学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

### 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめには多様な態様がある。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立ち解釈する。

### 2. いじめ防止に関する基本的な考え方

上記の「いじめの定義」をもとに、「いじめほどの学校、どの学級でも起こり得る」との認識のもと、「自主性に満ちた、心身ともに健全な子どもを育成する」という大宮西小学校の学校教育目標に沿って、未然防止について最優先に取り組む。そして、いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりをする中で、秩序ある集団、いじめを許容しない集団づくりをするとともに、児童が互いに対等で豊かな人間関係を築けるようにする。

いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の5点を重視した本校の「学校いじめ防止基本方針」を策定し、取り組んでいく。

- (1) 「いじめは絶対に許さない」との認識のもとに、人権教育・道徳教育を強化する。
- (2) 児童会活動を中心に、「いじめのない学級・学年・全校の集団づくり」に取り組む。
- (3) いじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- (4) 平時からの備えと、いじめが起きたときには、早期かつ適切に対応する。
- (5) 保護者・地域・関係機関との連携を強化する。

### 3. いじめ防止の対策と内容

#### (1) 人権教育・道徳教育の強化

##### <基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、「いじめはしない、させない、許さない」ための取り組みを全教職員で行う。

- ① 授業改善への取り組み
  - ・学習規律の確立や配慮を要する児童への学習対応をきめ細かく行う。
  - ・安全で楽しい学校生活を送るため、「学校のきまり」を守る児童を育成する。
- ② 「わかる授業」づくり、指導力の向上への取り組み
  - ・習熟度別指導等を積極的に採り入れ、個に応じた指導を行う。
  - ・授業研究を充実させ、子どもが自律的・自発的に活動する探究型授業への指導力を高める。
- ③ 人権教育・道徳教育の取り組み
  - ・人権教育・道徳教育の実践を通して、人権尊重の精神を培う。
  - ・相手の気持ちや立場に立って、物事を考える。
  - ・学級・学年の中で、仲間はずれにされている子や弱い立場にいる子について考え、問題解決に向け話し合う。
  - ・生命の大切さや互いを思いやることの大切さを考えたり、実践したりする。

(2) 児童会活動を中心とした、いじめのない学級・学年・全校の集団づくり

—自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）—  
特別活動（学校行事・学級活動・児童会活動・クラブ活動）を通して集団づくりを充実させることで、望ましい人間関係を育み、所属感・連帯感を高め、みんなと協力してよりよい学校生活を築こうとする態度を育てる。

① 一人一人が活躍することができる活動を充実させるための取組

学級活動や児童会活動での活動を自分たちの話し合いによって作りあげること、活動が充実する。係や当番も各々が役割を担うことで自己実現を果たすことができ、一人一人が活躍できる。

- ・係り活動、委員会の常時活動
- ・あいさつ週間、児童集会での委員会発表等

② 友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることでできる集団づくり

たてわり班活動で学年に応じた役割を担い、友だちを思いやる言葉遣いや行動を通して、互いに関わり合いながら絆づくりを進める。異学年の集団活動を通じた取り組み

- ・異学年集団活動（縦割り班活動）を通して、高学年児童（リーダー）を中心に、全校児童のつながりを深めていく。

（スマイルキッズ、児童集会、キッズタイム、遊びの広場、全校ウォークラリー）

③ 児童を認め、誉める指導を充実させるための取組

児童が自ら取り組みを振り返り、互いのよさを発表し合える機会を設定し、自分が友だちの役に立っている、認められているといった充実感および、自己有用感を得ることができるようにする。また、教職員全員が、児童のよいところを見つけ、日常的にほめるようにする。

### (3) いじめの未然防止・早期発見

#### <基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

#### (1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

##### ① 学習規律の確立や配慮を要する児童生徒への対応

- ・チャイムが鳴ったら着席する等の校内全般における規範意識の醸成に努め、学習活動時も規律と秩序とともに、温かい雰囲気づくりを心掛ける。
- ・配慮を要する児童を学級の核として位置づけ、細かな変化を見逃さない指導を心掛ける。

##### ② 「わかる授業」づくり

- ・個に応じたきめ細やかな授業展開の継続的実践と、習熟度別授業の工夫、改善に努める。
- ・一人一人の子どもの個性を大切にし、基礎的な内容を確実に定着できるように、課題に応じた教材の選定及び、教材研究の充実を図る。
- ・全学習活動における言語力の充実を図り、言葉で表現し、伝え合える力を養う。
- ・相互公開授業や研究授業等を通して、わかる授業づくりを工夫する。

##### ③ 指導力の向上に関する取組について

- ・研究授業を伴う校内研修を充実する。授業を振り返り、改善するとともに平素の授業に生かせるようにする。
- ・本校の研究主題に沿った授業研究や平素の健康への取り組みを通して指導力の向上を図る。
- ・校内外の研修会に参加し、伝達研修会で共有する。

### (4) 平時からの備えと、いじめが起きたときの早期かつ適切な対応

#### <基本姿勢>

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

##### ① 「いじめ防止対策委員会」の設置

〔構成〕 校長・教頭・教務主任・生活指導部長・養護教諭・（当該学年）

〔役割〕 学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集・記録・共有を行う。

いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援方針の決定、保護者との連携等を行う。

##### ② 全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制づくり

校長のリーダーシップの下、組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校基本方針に定める年間計画において定例会議の開催を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行う。

- ③ 被害児童の保護、加害児童への指導
- ④ 重大事案への対処

#### (5) 保護者・地域・関係機関との連携強化

##### <基本姿勢>

保護者・地域と日常的に連携を取り、「いじめを許さない・見逃さない」雰囲気醸成を図っていく。また、警察や子ども相談センター等の関係機関との連携を強化していく。

- ① ホームページや学校だより等による情報発信・啓発
- ② 学校協議会の協力体制
- ③ 地域諸団体や関係機関への連絡・相談
- ④ ネット等によるいじめへの対応や研修会の実施

#### 4. 重大事案への対処として

いじめが原因で、被害児童に重大な被害が生じた場合は、特別な対処を行う。特に、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合などである。また、いじめ対象児童・保護者からの申し立てがあった際、重大事態調査を実施する。

- ① 速やかに大阪市教育委員会に報告する。
- ② 大阪市教育委員会の指導・支援のもと、重大事態の調査組織を設置する。
- ③ 学校の対応としては、学校が知り得た事実を隠蔽せず、窓口の一本化を図り、誠意ある対応をする。
- ④ 調査組織の設置やアンケート調査や聞き取り等により、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要である。学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応する。
- ⑤ 被害児童及びその保護者の気持ちに寄り添い、適切な情報提供を行う。その際、事前説明等を行うに当たっての準備をする。
- ⑥ 事案発生から、随時、教育委員会への報告をする。

##### ・ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発について

学校ホームページの充実および、学校だよりの地域への発信につとめ、情報公開に努め、学校の現状を広く公開し、協力体制の強化を図る。

##### ・学校協議会への提案・協力体制について

いじめ防止の取り組みの様子を伝え、助言を得るとともに、協力体制の構築に取り組む。事案によっては、いじめ対策委員会への学校協議会をはじめ、地域諸団体や関係機関の参加を要請する。

## 5 取組内容の検証

- ① 「運営に関する計画」において「道徳心・社会性の向上」に取り組む中で、いじめ防止についての指標に注目し、取り組みが適切に行われたかどうかの進捗状況を確認する。（PDCAサイクルに基づく取り組みの振り返りと改善）
- ⑤ 学校評価アンケートにおけるいじめや集団づくりに関する項目について注目して取り組みについての自己評価を行う。特に、未然防止の推進・再発防止に関する項目をあげ、適正に事項の取り組みについて評価する。

### 【年間計画】

・ 委員会の実施時期、回数、アンケートの実施・活用、研修会について

#### 【調査等】

- ① 児童生徒対象いじめアンケート調査 年3回（7月・12月・2月）
- ② 教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査 年3回（7月・12月・2月）

#### 【研修会】

- ・ 人権教育実践研修会（5月・2月）
- ・ 学年連絡会（生活指導研修会）（毎月）

### ※ いじめ発見の際の流れ

